石島会計メモ

２０２５年１２月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

年末調整とマイカー通勤手当の改正

車通勤者にとっては朗報、年末調整担当者にとっては…

令和７年分の年末調整は複雑になる、と先月号で書いたばかりでしたが、またひとつ、今回の年末調整で特別な項目が増えました。それが表題にある、マイカー通勤手当に関する改正です。

自動車や自転車などで通勤する人に通勤手当（マイカー通勤手当）を支給することがありますが、一定額は非課税とされています。今回の改正を一言でいえば、ガソリン価格の高騰などに対応するために、マイカー通勤手当にかかる所得税の非課税枠を拡大したということです。改正部分の抜粋が次表で、黄色部分が今回の改正で変更された部分です。

自動車や自転車などの通勤手当の非課税限度額

通勤距離			改正後	改正前
以上		未満		
55km	～		38,700円	31,600円
45km	～	55km	32,300円	28,000円
35km	～	45km	25,900円	24,400円
25km	～	35km	19,700円	18,700円
15km	～	25km	13,500円	12,900円
10km	～	15km	7,300円	7,100円
2km	～	10km	4,200円	同左
	～	2km	全額課税	同左

マイカー通勤手当の非課税限度額は距離に応じて変わりますが、今回の改正により、10km~15km の人で 200 円、55km 以上の人で 7,100 円の非課税枠の増額となり、距離が長い人ほど影響が大きくなっています。

ポイントは、この改正が 2025 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当から適用されるということで、年末調整の対象となることです。

4 月からさかのぼって計算する

2025 年 4 月 1 日以後支払われるべき通勤手当から改正後の非課税枠で計算しなおして、年末調整で精算します。元々の非課税限度額以下の通勤手当におさまっていた人は関係しません。古い非課税枠を超える通勤手当を受けていた人だけ見直しが必要となります。

具体的には、次の手順で年末調整による精算を行います。

① 改正前に課税されていた通勤手当を集計する
② 上記①のうち、改正後に非課税となる金額を集計する
③ 上記②の金額を給与総額から差し引いて税額を計算する
（適宜、源泉徴収簿や源泉徴収票に内容を反映）

改正の対象？対象外？

注意点としては、「2025 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」に関して改正後の非課税限度額が適用されるということです。

【例 1】給与規程に従い 3 月分を 4 月 10 日に支給した通勤手当
→改正後の限度額となる（本来の支給日が 4 月 1 日以後）

【例 2】給与規程に従い 4 月分を 3 月 10 日に支給した通勤手当
→改正前の限度額となる（本来の支給日が 4 月 1 日以前）

【例 3】3 月 10 日に支給すべきだったが 4 月 10 日に支給された通勤手当
→改正前の限度額となる（本来の支給日が 4 月 1 日以前）

今回の改正に伴い、4 月にさかのぼって改正後の非課税限度額との差額分を追加支給することも考えられます。すでに支払われた通勤手当と追加支給分との合計が改正後の非課税限度額内であれば、その全額が非課税となり、年末調整による精算は不要となります。

ただし、追加支給分に改正が適用されるのはあくまで「2025 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当」である点は注意しましょう。

駐車場代の見直しも？

駐車場代の非課税措置なども検討されているとのことですが、これは次年度以降の話となります。まずは年末調整にかかわるマイカー通勤手当の非課税限度額改正についてしっかりおさえておきましょう。